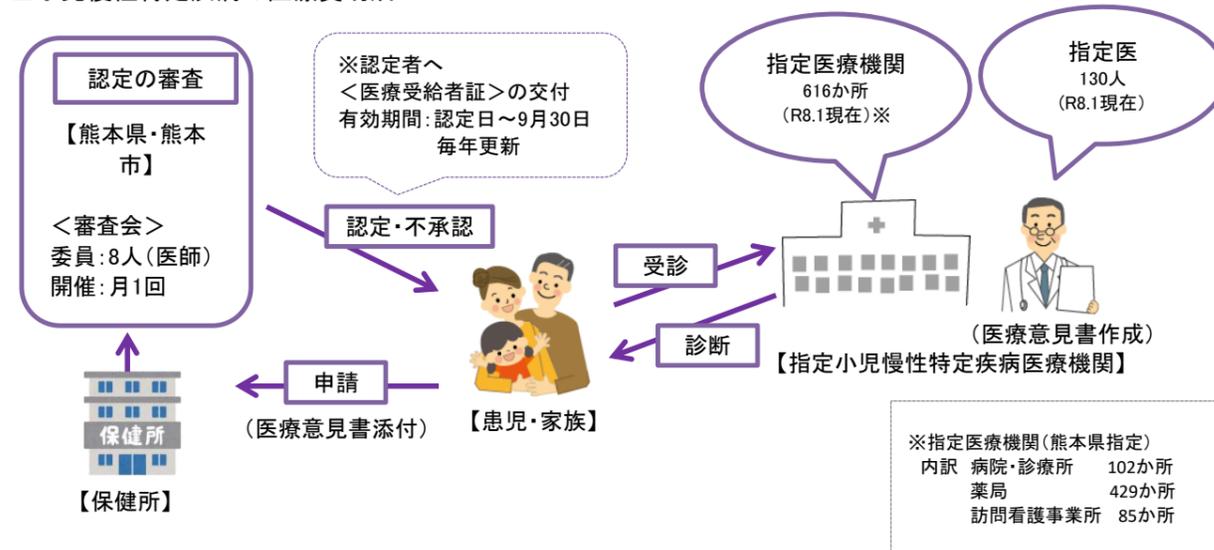
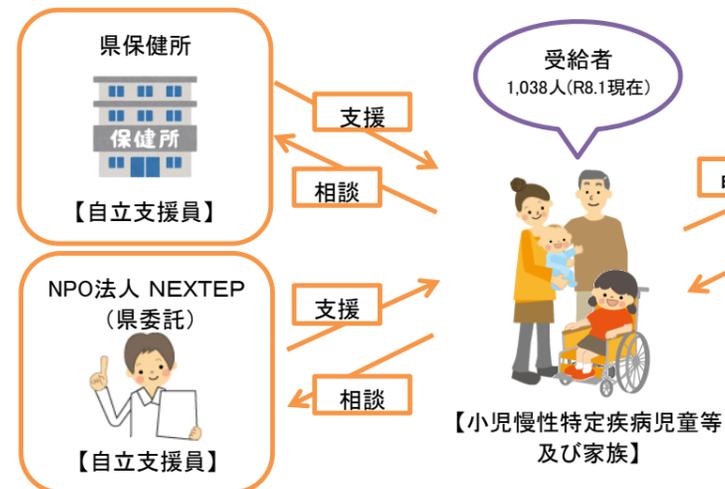


小児慢性特定疾病対策事業の概要

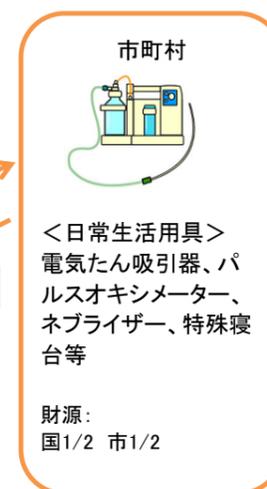
■小児慢性特定疾病の医療費助成



■小児慢性特定疾病児童等自立支援事業



■小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業



小児慢性特定疾病の医療費助成

○小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成も観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

医療費助成の概要

○対象者の要件

- ・小児慢性特定疾病(※)にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。
- ※①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること のすべての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。

・18歳未満の児童であること。(ただし、18歳到達時点で本制度の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳到達までの者を含む。)

○自己負担 申請者の所得に応じて治療に要した費用について一部負担がある。

○実施主体 都道府県・指定都市・中核市
○財源 国1/2 県1/2
○根拠法 児童福祉法第19条の2、第53条

対象疾患群

- (1)悪性新生物 (2)慢性腎疾患 (3)慢性呼吸器疾患 (4)慢性心疾患
- (5)内分泌疾患 (6)膠原病 (7)糖尿病 (8)先天性代謝異常
- (9)血液疾患 (10)免疫疾患 (11)神経・筋疾患 (12)慢性消化器疾患
- (13)染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 (14)皮膚疾患

対象疾病

・対象疾病数:801疾患
(R7年4月から13疾患追加)

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

○事業の目的・内容
幼少期から慢性的な疾患にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。

○実施主体 都道府県・指定都市・中核市
○財源 国1/2 県1/2
○根拠法 児童福祉法第19条の22、

必須事業(第19条の22第1項)

- (1)相談支援事業
- (2)小児慢性特定疾病自立支援員

努力義務事業(第19条の22第2項、3項)

- (1)実態把握事業(地域のニーズ把握・課題分析等)新設
 - (2)療養生活支援事業(レスパイト等)
 - (3)相互交流支援事業(交流会、ワークショップ等)
 - (4)就職支援支援事業(職場体験、就労相談会等)
 - (5)介護者支援事業(通院の付添支援、きょうだい支援等)
 - (6)その他の自立支援事業(学習支援、身体づくり等)
- ※R5.10月児童福祉法改正により任意事業から努力義務事業へ

小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会

○事業の目的・内容
小児慢性特定疾病の健全育成を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が、慢性疾患を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、その支援内容等に関する関係者等の意見を聴取し、協議することを目的に、協議会を設置する。

○実施主体 都道府県・指定都市・中核市
○財源 国1/2 県1/2
○根拠法 児童福祉法第19条の23第1項
※R5.10月児童福祉法改正により設置が努力義務

小児慢性特定疾病要支援者事業

○事業の目的・内容
福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため患者の申請に基づき小児慢性特定疾病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する。【原則マイナンバー連携を活用する】

○実施主体 都道府県・指定都市・中核市
○財源 国1/2 県1/2(事務費)
国2/3 県1/3(システム)
○根拠法 児童福祉法第19条の22第4項
※R6.4月児童福祉法改正により創設。(マイナ

自己負担上限月額

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (患者負担割合:2割、外来+入院)				
			原則				
			一般	高額継続療養過重	人工呼吸器等装着者		
I	生活保護等		0				
II	市町村民税非課税	低所得 I (~80万9千円)	1,250	500			
III		低所得 II (80万9千円超~)	2,500				
IV	一般所得 I (市町村民税7.1万円未満)		5,000			2,500	500
V	一般所得 II (市町村民税7.1万円以上25.1万円未満)		10,000			5,000	
VI	上位所得 (市町村民税25.1万円以上)		15,000			10,000	
入院児の食事			1/2自己負担				

小児慢性特定疾病指定医

○指定医の要件
疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験があり、かつ①関係学会の専門医の認定を受けているか、②都道府県が実施する研修を修了していること
○指定の有効期間 5年ごとの更新

小児慢性特定疾病指定医療機関

○指定医療機関の要件
・保健医療機関であること
・小児慢性特定疾病に係る医療の実施につき十分な能力を有すること
○指定の有効期間 6年ごとの更新